

# 件添都知事への公開質問書に、回答拒否

当会は5月15日付けで、ハッ場ダム事業についての公開質問書を都知事あてに送付しました。

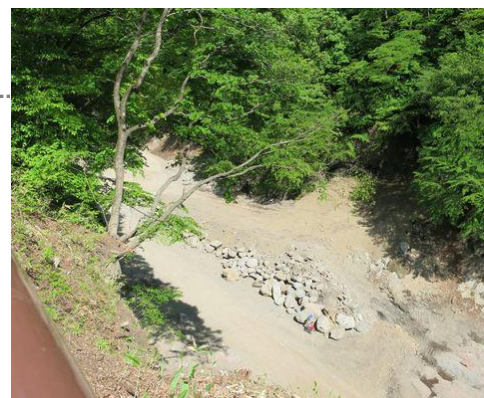
「吾妻渓谷の破壊が目前に迫る今、日本最大の自治体の長である都知事が、地方自治の理念に則り合理的な判断を下され、河川行政が刷新されることを願ってやみません」として、以下の5項目について質問しました。

- 1 さらに事業費増額で再び計画変更への承認を求められた場合、これを拒否できますか？ 工事が進行し取り返しのつかない段階に至る前に、事業撤退の判断をするべきではないでしょうか？
- 2 遠くに造られるハッ場ダムではなく、都内中小河川の内水氾濫への対策こそ優先されるべきではないでしょうか？
- 3 ハッ場ダムが完成した場合、保有水源にカウントしないまま地下水は、使い続けるとしています。そうであるならば保有水源として正式にカウントして、末永く使えるようにするべきではないでしょうか？
- 4 給水量の実績が下がり続けているのに反して、急上昇すると想定されている水需要予測を、科学的に見直す必要はないでしょうか？
- 5 東京都が率先して、見通しの暗いダム湖観光から、地域の貴重な自然・文化遺産をそのまま活かした地域振興へと転換する支援ができないでしょうか？

しかし、5月30日付けで届いたのは、都市整備局、建設局、水道局の各担当課長名による、「現在、ハッ場ダム住民訴訟が係属中であるため、回答を差し控えさせていただきます」という回答拒否でした。知事が目を通したかもわかりません。「住民訴訟を起こすのは市民として当然の権利であるのに、それを理由に、回答・面談・ヒアリングを拒否し、情報を遮断するのは、訴訟なんか起こすと不利益を被るよ、という恫喝に他ならない」と強く抗議しました。

## あゝ無惨 —— 吾妻渓谷

好天に恵まれた5月18日、ハッ場あしたの会の現地見学会が開催されました。いま、輝くような新緑に彩られた吾妻渓谷は、3月末から本体工事の準備で仮締切工事が開始され、水がせき止められています。その現場を目の当たりにして、あまりの無惨さに言葉がありませんでした。名勝地の川床は、明るい日差しの下で白く乾燥した岩肌がむき出しとなり、ボルトが打ち込まれ、白いテープが張られ、青いペンキの印字さえ刻まれているではありませんか。せき止められて白濁した水は樹間にかすかに見え隠れし、300m 下流までトンネルで転流される構造とか。



▲水が止められむき出しになった川床

この本体工事の準備は吾妻渓谷の両岸の山を掘削する大規模工事を同時進行させているのです。すさまじい自然破壊が地形の様相を短期間に安易に変えてしまう光景の中に身を置いて、鳥肌が立ち続ける一日でした。

(田中清子)

# 「東京水道施設整備 マスタープラン」は 誰のためのものか？

遠藤保男

東京都水道局は2014年4月30日に「東京水道施設整備マスタープラン」を発表しました。水道局のホームページでは“本プランは、「東京水道施設再構築基本構想（平成24年3月）」等で示した施設整備の考え方を具体化し、意見募集で寄せられた御意見等も踏まえ、中長期的な施設整備の方向性を明らかにするとともに、10年後の整備目標とその目標を達成するための具体的な取組を取りまとめたものです。”と説明しています。2012年に策定した「東京水道施設再構築基本構想」は予想される首都圏直下型大地震などへの対応として、「首都東京をいかなる自然災害からもまもり、一日たりとも経済活動を停止させない」ことを目標に掲げていました。それを受けたこの「マスタープラン」は力づくで自然災害を押さえ込むための耐震化と称した事業と、過大な水需要予測に基づく施設整備目標を設定しての経年施設の更新事業を中心に据えたもので、莫大な費用をかけた事業投資計画になっています。

これで東京水道利用者の暮らしと健康・生命を守ることができるのでしょうか？「マスタープラン」は2011年3月11日の東日本大震災が提起した問題の本質をまったく見失っています。まずその原点は壊滅的被害にあったときを想定した精神的物的両面での準備であり、減災・防災の視点として日頃からの省資源化の徹底であり、人員の確保です。壊滅的被害にあったときを想定した精神的物的両面での準備で最も大切なのは現場をよく知る人手の確保であり、修理がしやすい施設であり、エネルギーを消費しない施設であり、ペットボトルの買い置きです。こう見たとき、「東京水道施設整備マスタープラン」は東京水道利用者にとっては弊害でしかありません。

このマスタープラン策定に先立ち、水道局は3月27日から4月7日までを応募期間として、「東京水道施設整備マスタープラン施設整備の方向性（案）」に関する意見募集を行うことを3月27日に発表しました。募集のお知らせには“今後、頂いた御意見を踏まえ、4月末を目途に「東京水道施設整備マスタープラン」を策定・公表する予定です。”と記されていました。何とパブコメ募集発表から応募期限まで10日しかないのです。応募期間が10日と極端に短い上に、その対象である「マスタープラン施設整備の方向性（案）」には具体的なデータが少なく、東京水道の実態をよく知っている人にしか対応できない条件になっていました。更にひどいのは、パブコメ募集終了日と「マスタープラン施設整備の方向性（案）」の（案）がとれて正規版を発表するまでに3週間しか取っていないことです。これはパブコメで寄せられた意見を真摯に受け止め、案文に貫かれているプランそのものを再検討する時間が取られていないことを示しています。「どのような意見が寄せられようとは関係ない、パブコメをやればよい」という姿勢はパブコメ対象者を愚弄したもので、水道局には反省を厳しく求めなければなりません。

パブコメの結果は水道局にとっても惨めなものでした。同局のホームページには、「18名の方から延べ51件の御意見を頂きました。」と記されています。このような結果になるのは十分予想できたわけで、何を目的にパブコメを実施したのかまったく理解できません。

更にひどいことには、「御意見」をまったく都合の良いようにまとめて、それに対する局の考えを記すだけで、各意見への考え方が示されていないのです。「都合の悪い意見は紹介もせず、回答もしない」というまったく許し難いパブコメでした。このような東京水道を監視する市民の会が必要です！

## パブコメ原文を開示請求

国交省でさえ、パブコメの全意見をHPに掲載した上で回答を書いています。そこで、情報開示請求をして意見原文を入手し分析したところ、意見提出者18人のうち、プランを評価している人は4人、つまり8割は批判者、51件の意見のうち、賛成は5件、つまり9割が反対意見でした。批判の多くは数値、グラフ等を明示して論理的に詳細に記述されています。水道局にとって不都合なパブコメ全文を八ッ場あしたの会のHPからダウンロードできるようにしました。ぜひご確認ください。（深澤）

# どんどん薄く、おざなりになる高裁判決

1月27日に栃木、3月25日に茨城、5月14日に群馬と、控訴審・不当判決のオンパレードとなりました。しかも昨年3月の東京判決が87ページあったのに対し、判決文は出るたびに短くなり、群馬に至っては38ページ… 各県の原告団はすみやかに上告しました。各県の判決批判の抜粋を掲げます。

なお、最後尾となった埼玉も4月22日に結審（判決日は未定）。東京では、学者論文の援軍も得て（p4,5 参照）、上告受理申立理由補充書を準備中ですが、最高裁判決がいつ出るか、予断を許しません。（深澤）

## ●栃木

**事務局だより** 栃木県は利根川から5kmも離れており、利根川の氾濫は栃木県には及んでおらず、八ッ場ダムによって治水上の著しい利益を受けることはないとの主張に対しては、「栃木県において治水上の利益がないとはいえない」「八ッ場ダムによって栃木県が河川法上の『著しい利益』を受けると判断されたことが不合理とはいえない」とし、控訴人らの主張は全く採用されませんでした。

**抗議声明** 思川開発事業の利水負担金については、「被控訴人が思川開発事業から撤退することも政策的には十分に考えられるところである」とか「政策としての当否はともかく」と述べているのであり、これらは本来、判決の主文の理由としては必要性がないもので、裁判所があえて、このようなことを述べているのは南摩ダムの必要性がないと考えていることに外ならない。県は、この判決の意図を組み、思川開発事業から撤退する判断をすべきである。

## ●茨城

**住民訴訟通信** この判決が判例となって独り歩きすると、茨城県のみならず全国の自治体は国の直轄事業の負担金が客観的に違法なものであっても、異論も挟めず唯々諾々と従うこととなります。ここには、法治主義もなければ、憲法が保障する地方自治もありません。（中略）私たちは、茨城県の無駄な支出を差し止めることで住民自治を実現し、茨城県には、国の直轄事業であっても県の実情や県民の意思を重んじ、拒否すべきは拒否する団体自治を促すものです。その先にはきっと、自らの手で掴む民主主義社会が待っています。

私たちは残念ながら一審二審ともに敗れました。裁判ですから勝つにこしたことはありません。しかし、私たちの「民主主義をわが手に…」の闘いは、記録され、時代の記憶として次世代に受け継がれるでしょう。

敗れても、敗れてもなお、闘い続ける意味がそこにあります。

## ●群馬

**抗議声明** 本判決は、まず、違法判断の枠組みとして、原審判決をそのまま踏襲するものである。すなわち、原審判決は、利水については県の広範な裁量を容認し、治水については国の判断に重大かつ明白な瑕疵がない限り違法と認めることはできないとするものであった。つまり、地方自治体の国に対する独立性を認めない、すなわち国の判断を争いうる地方の立場を無視して、地方自治体と国との対等性を全く否定するものであった。本判決はこのような原判決の判断を追認するものである。

また、本判決は、各論においても、治水の必要性並びに貯水池周辺のダムサイト及び地すべりの危険性等について、国の主張を丸呑みにして、住民の疑問を一顧だにせず住民側の請求を棄去した。

こうした本件判決の判断は、控訴人らの主張をまともに受け止めようとしないもので、行政がすすめる公共事業の無駄遣いを司法の立場でチェックしようとせず、むしろ無駄な公共事業を積極的に奨励するものにほかならない。

# 行政法学者が大竹判決を批判する論文を発表しました

弁護士 西島和

昨年3月、東京高裁・大竹たかし裁判長は、「八ッ場ダムについて東京都が負担金を支出することは違法でない」とする判決を言い渡しました。この判決を批判する行政法学者の論文が、雑誌「法律時報」（日本評論社）6月号に掲載されましたので、ご紹介します。

## 1 大竹判決の判断枠組み

大竹判決のポイントは、東京都の負担金支出が違法となるのは、国の東京都に対する負担金納付通知が「違法」で、違法性が「重大」であり、かつ「明白」といえる場合に限られる、としたことです。

仮に、国が東京都に対し、下の表の納付通知A～Dのような納付通知を出し、東京都が負担金を支出した場合、東京都の負担金支出が違法になるのは、納付通知Dの場合だけということになります。

	違法か？	違法は重大か？	違法は明白か？
納付通知A	×	×	×
納付通知B	○	×	×
納付通知C	○	○	×
納付通知D	○	○	○

×=いいえ ○=はい

例えば、河川法63条3項によると、国が東京都に八ッ場ダムの負担金を負担させられるのは、東京都に「著しい利益」がある場合に限られます。私たちは、「八ッ場ダムの建設により東京都が「著しく利益」を受けることはないから、国の納付通知は河川法に違反し違法（表のBまたはCにあたる）であり、東京都の負担金支出は違法」と主張しました。

国の納付通知 (違法) ⇒ 東京都の負担金出 (違法)

ところが、大竹判決は、「国の納付通知が仮に違法だとしても、それが明白でない（Dにあたらぬ）」として私たちの主張を斥けました。

しかし、国の「違法」な納付通知に対し東京都が負担金を支出する「ムダづかい」を、都民は指をくわえてみていなければならないのでしょうか？このような結論は市民感覚にあわないだけでなく、地方自治体の財政の自律、健全性をまもろうとした地方自治法、地方財政法に反すると思えます。さらには、自治体の財政的な自治を定めた憲法にも反しないでしょうか。

「法律時報」6月号の論文は、以上のような観点から、大竹判決の判断枠組みについて批判的に論じたものです。ここでは、論文のポイントをご紹介します。

## 2 田村達久教授（早稲田大学）の論文

田村教授は、大竹判決の判断枠組みについて検討し、批判しています。

大竹判決は、東京都の負担金支出を、次のように分析しました。

国の納付通知 (原因行為) ⇒ 東京都の負担金出 (財務会計行為)

その上で、「東京都は八ッ場ダム計画に関し国の権限に介入できない」から、東京都の負担金支出が違法になるのは「納付通知が重大かつ明白に違法」に限られる、としました。

これに対し、田村教授は、およそ次のように批判しています。

「確かに、八ッ場ダムは国の事業なので、東京都は「介入」できないが、本件では、東京都が八ッ場ダム事業に介入できるかどうかではなく、「費用負担者」としてどのような判断ができ、どのような判断をすべきかが争われている。地方自治法2条16項は、東京都などの自治体に対し事務処理にあたって法令を守るべき義務を課しているため、東京都は、東京都がする負担金支出が適法かどうかを判断する義務があり、違法であれば支出をしない判断をすることができる。この場合の「違法」が重大な違法に限られるという考え方

には根拠がなく、このことは負担金支出が国の納付通知に基づくものであっても同じである。」

### 3 野呂充教授（大阪大学）の論文

野呂教授は、大竹判決が、本件を、「一日校長事件」最高裁判決と同じ基準で判断したことを批判しています。

【一日校長事件とは】東京都教育委員会が、退職勧奨に応じた教頭に対し、1日だけ校長に任命して昇給させた。東京都知事は、昇給後の給与を基礎とした退職金を支払った。この退職金支払いの違法性が争われた住民訴訟事件。最高裁は、都知事の退職金支払いは適法とした。

東京都教育委員会の昇給処分  
(原因行為)

⇒

(昇給を前提とした) 東京都知事の退職金支払い  
(財務会計行為)

批判のポイントは、次の2点です。①一日校長事件は、「過去の」支出について争われた事案なので、八ッ場ダム事件の「将来の」支出については当然には適用されない。②一日校長事件は、東京都内部の関係だが、八ッ場ダム事件は東京都が国から不利益な措置をうける関係であり、事案が異なる。特に、河川法に基づく負担金の納付義務については、東京都は八ッ場ダムにより「著しい利益を受ける」かどうかを判断して、「著しい利益」を受けない場合には裁判で納付通知の違法性を争わなければならないのであり、(裁判所が違法と判断するような) 納付通知に負担金を支出することは違法である。このような考え方は、憲法が定める地方自治の保障によって根拠づけられ、これと異なる法律の根拠を大竹判決は示していない。

### 4 人見剛教授の論文

人見教授の論文は、「直轄（ちよっかつ）事業負担金」が適法かどうかについて、裁判所がどのように判断すべきかを論じています。「直轄事業負担金」とは八ッ場ダムの負担金のように、国の行う事業について、国がその事業費の一部を自治体に負担させる負担金のことです。かつて、橋下徹大阪市長が「ぼったくりバーの請求書」とたとえて話題になりました。

人見教授は、「直轄事業負担金の性質が、国が一方的に支払いを命ずるもので、自治体には争う余地がないとすれば、それは憲法違反であり、地方自治法や地方財政法の基本原則にも反する」と指摘し、「八ッ場ダムの負担金は、国と自治体との協議が予定されているので、国が一方的に決定するものではない」とします。また、「国の建設するダムの負担金の違法性について、自治体が監査したり争うことができる制度が定められているのだから、自治体は負担金の違法性を争うことができる」「それは負担金の納付通知の違法が「重大」とか「明白」な場合に限られない」と大竹判決を批判しています。

### 5 地方自治の実現を

以上、ご紹介した論文に共通するのは、大竹判決の判断枠組みが、憲法の保障する「地方自治」の考え方とあいられない、という批判です。「地方自治」の考え方は、「住民自治」と「団体自治」から成り立っています。

住民自治 = 地方自治が住民の意思に基づいて行われること。

団体自治 = 地方自治が国から独立した団体にゆだねられ、団体自らの意思と責任のもとでなされること。

八ッ場ダム住民訴訟は、東京都民が、憲法の保障する地方自治を実現するため、東京都の財政が「ムダな」ダムに浪費されないことを求めつづけているものです。都民が裁判に負けることは、地方自治が負けるのと同じことです。弁護団は、三教授の論文を最高裁へ提出し、地方自治の勝利をめざします。引き続きご注目、ご支援下さいますようお願い致します。

※法律時報6月号は、書店のほか、日本評論社のウェブサイトからもご購入いただけます（税込 1739 円）。

#### ■■■小特集■■■

八ッ場ダム訴訟の論点—住民訴訟の新しい視点を探る

八ッ場ダム住民訴訟東京高裁判決の検討

—東京高等裁判所平成 25 年 3 月 29 日判決を対象として……田村達久

一日校長事件最高裁判決の射程……野呂 充

国の直轄公共事業に係る自治体負担金の法的統制

—八ッ場ダム住民訴訟を素材として……人見 剛

法律時報の目次より



## 八ッ場ダムをストップさせる東京の会 第10回総会 報告

2014年3月1日(土) 17~18時 於:川原湯温泉・ホテルゆうあい

今年は大雪の後の川原湯温泉で、弁護団会議に引き続いて慌ただしい中での開催でした。参加者は13人、一部修正の上、全議案を可決しました。翌日はみぞれまじりの天候でしたが、あしたの会の渡辺洋子さんの案内で弁護士さんたちも含め24名で現地を見学。自然破壊の爪痕の痛ましさを、雪にけぶる山並み、モノトーンの吾妻溪谷の美しさをともにしかと確認してきました。

### 2013年度活動報告

昨年の総会当日から取り組みを始めたのが、利根川・江戸川河川整備計画(原案)のパブコメ応募の呼びかけでした。結果として、160件近くの意見のうちほぼ9割が原案に反対する意見でした。また2月末の公聴会でも当会から何人か公述に立ち、筋道立てて、また思いを込めて計画原案の問題点や八ッ場ダム反対を訴えました。関係6都県の住民の公述人32人のうち、賛成意見はわずか3人でした。連続9回ドタキャンされた利根川・江戸川有識者会議は原案公表後に再開され、基本高水22000m<sup>3</sup>/秒の根拠等をめぐって激しい議論がかわされましたが、このような議論を全て封殺する形で、八ッ場ダムを盛り込んだ河川整備計画が5月に策定されてしまいました。

高裁判決は3月29日。行政の裁量が無制限に認め、そのために見当違いの判例を引き、事実評価から逃げるなど、何重にも誤った不当判決でした。当然、最高裁に上告しました。地方自治を否定するこのような法的判断がまかり通っては、他の住民訴訟にまで甚大な悪影響を及ぼすのです。6月1日には高裁判決抗議集会「公共事業の前に司法は無力か? 八ッ場ダム住民訴訟、最高裁へ」を開催し、判決の問題点を詳細に分析、西川伸一明大教授の講演「司法行政から見た裁判官~裁判官だって出世したい!」では、こうした判決が生まれる背景、特殊な官僚裁判官の世界を解き明かしてもらいました。

猪瀬都知事への働きかけは、八ッ場あしたの会東京支部の要請書提出、葉書作戦に協力して行いましたが、「推進方針は変わらない」として関係部局との面談も拒否されました。そして9月の都議会に「八ッ場ダム事業の工期を4年延長する」等とした基本計画変更案が提出されました。6月の都議選の結果、与党が圧倒的多数となった議会の中でも、少しでもしっかり反対してくれる議員を増やそうと、野党各会派を訪ね、詳細な資料を用意して説得しましたが、なんともふがないことに民主党もみんなの党(2会派)も賛成に回り、共産党、生活者ネットワークだけの反対少数で可決承認されてしまいました。6都県全ての議会、知事が賛成したことを受け、八ッ場ダムは4度目の計画変更で、2020年度の完成をめざすことになりましたが、さらなる工期延長、事業費増額は必至です。それがわかっている、八ッ場ダムの問題点も理解しているながら、賛成してしまった議員の無責任さは決して許されるものではありません。

昨年度は、6月の都議会議員選挙、7月の参議院議員選挙、さらに猪瀬都知事が選挙資金疑惑で辞任したことによる都知事選挙と3つの選挙があり、毎回、会派や候補者に八ッ場ダムに関するアンケートを実施し、ホームページに公表しました。八ッ場ダムの問題などで期待できる候補を有志で応援しましたが、厳しい結果が続きました。しかし、ネット選挙が解禁され、若者の政治参加の兆しが見られるなど、新しい動きも実感できました。

年末恒例の住民訴訟9周年集会「ダムにたよらない流域治水 夜明け前~滋賀県の挑戦に学ぶ~」では、東京の会が事務局を務め、集会前には吾妻溪谷の写真パネルを掲げての街頭宣伝、署名活動を実施。集会は吾妻溪谷を下るカヤックの迫力満点の映像でオープン、滋賀県の嘉田知事が取り組む流域治水についての今本博健京大名譽教授の講演、元気とユーモアあふれる弁護士さん、控訴人たちの報告と続き、あきらめず闘い抜くというアピールを採択して終了、大変充実した内容でした。

広報活動では、ニュースを4回発行、判決傍聴呼びかけと9周年集会のお知らせ葉書も発送しました。またメールやホームページでの情報発信にも努めました。



収 入		支 出	
前年度繰越		ニューズレター等発送費	195,570
現金	13,094	紙代・印刷費	28,928
郵便貯金	94,171	説明会等会場費	44,220
会費及びカンパ		集会・総会開催費	77,488
現金	115,218	事務用品、写真パネル等	23,409
振込金	446,000	小計	369,615
集会参加費	16,000	次期繰越金	
売上金（書籍、資料）	6,700	現金	11,397
		郵便貯金	310,171
合 計	691,183	合 計	691,183

上記の通り相違ありませんでした。

2014年 2 月 26 日  
 会計監査 角早桐 (角)

## 2014 年度活動方針

2014年1月、国土交通省は八ッ場ダム本体工事の入札公告を行いました。裁判は、これまでに東京、千葉、栃木が高裁で不当判決を出され、大変厳しい状況となっています。現政権の経済政策と国土強靱化によって公共事業が推進されています。

こうした中でストップ八ッ場の活動は、まずは本体工事阻止のためのアピールをしていきます。また、やはり地道な世論形成が必要であることから、多くの市民運動と連携し、河川整備計画市民案の策定への協力や八ッ場ダム問題の理解を広げる活動を進めていきます。

他県のストップさせる会、八ッ場あしたの会、利根川流域市民委員会などと連携して、政治への働きかけや世論喚起、学習会などを実施します。

### <活動計画>

#### ① 都政への働きかけ

- 今年2月に当選した舛添知事にあらためて八ッ場ダム問題を訴えます。特に、水需要予測の見直しを求める要望書を提出します。
- 党派構成が大きく変わった都議会への働きかけも、新人議員を中心に実施していきます。

#### ② 国政への働きかけ

- 利根川流域市民委員会の利根川水系河川整備計画の市民案づくりに参加します。
- 八ッ場あしたの会と協力して、引き続きロビー活動を行います。

#### ③ 広報、学習会

- 原則として会員のみを対象に、ニュースを年4回発行します。郵送費を軽減するため、葉書、メール、メーリングリスト、ファックスの活用を図ります。
- 他の5県のストップさせる会をはじめ、八ッ場あしたの会、利根川流域市民委員会、水源開発問題全国連絡会、多摩の地下水を守る会など、関連する他団体と連携して、イベント、現地見学会、学習会等を開催します。適宜、チラシ撒き、街頭宣伝を行います。
- 特に今年は、水問題に関する学習会、厚生労働省が策定した水道ビジョンについて学習会を開催します。

## 役員選出

代表 深澤洋子 事務局 苗村洋子、川合利恵子、水野真喜子 会計 田中清子

広報 懸樋哲夫 会計監査 角早桐

幹事 岩本博子、谷合周三、只野靖、高橋利明、大河原雅子、八木昭子、小山美香、佐々木貴子、指田みゆき、遠藤保男、西島和、田巻誠、佐藤守、都甲公子



日本の水政策のキーパーソン

## 沖大幹 氏講演会 水危機 ほんとうの話

2014年7月26日(土) 13:30~16:00

全水道会館 4F 大会議室 (水道橋駅 徒歩3分)

参加費 500円

- 沖大幹氏(東京大学教授) 講演
- 対談 沖大幹氏 × 嶋津暉之氏(水源開発問題全国連絡会共同代表)
- 会場との意見交換

共催:ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会、ハッ場あしたの会、水源開発問題全国連絡会、利根川流域市民委員会

後援:水情報センター

水文学の第一人者であり、国交省の数々の審議会の座長や委員を務めてこられた沖教授から、日本の水の実態や、水政策の方向性についてじっくりお話を伺います。続けて、嶋津暉之さんから質問をお出し、さらに問題点を掘り下げます。重要な岐路における重要な議論、ぜひお見逃しなく!



ハッ場あしたの会・新津 紅さん(ネイチャーガイド) 個人企画

### 「ハッ場の新しい魅力を発見しよう」

#### 第三弾 6/28(土)~29(日)ツアー

(日帰り参加もOK)

【吾妻渓谷が北限!? 数年に一度しか咲かない「コクノキ(雪の木)」or「フジキ」の花を見に行こう&旧泉源(自噴掛け流し)の王湯に入ろう】

日中は吾妻渓谷遊歩道歩きと王湯入湯(6月末閉鎖予定)、ご希望に応じて、星空観察 or 動物観察、早朝の野鳥の声を聴く時間もあり。

■集合:JR 吾妻線川原湯温泉駅 28日午前10時半  
解散: 同上 29日午後5時半(予定)

■参加費:特になし。但し宿泊費交通費食費など自己負担。

■雨天決行、山道を自力で半日以上歩ける方ならどなたでも。

■お申込期限:6/22

詳細お問合せ&お申込みはメールで:

b29ara1971@gmail.com

当会会員の若手研究者が新著発行!

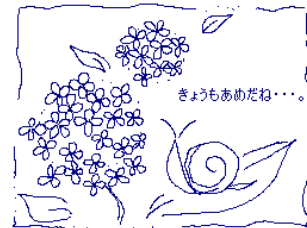
### 梶原健嗣著「戦後河川行政とダム 開発 ー利根川水系における治水・利水の構造転換」

ミネルヴァ書房 シリーズ 現代社会政策のフロンティア 8

2014年06月30日刊 404ページ

7,500円+税

ハッ場ダムをはじめとする不合理な多目的ダム事業がなぜ止まらないのか、その全容と構造に迫る待望の書です。ぜひ、ご購入や図書館への購入リクエストをお願いします。



## ☆会員ならびに支援者のみなさまへ 会費納入&カンパのお願い☆

いつも物心両面でご支援、ご協力くださりましてありがとうございます。心から御礼申し上げます。

さて、提訴以来10年余が経過しますが、いよいよ最終局面を迎えようとしています。皆様の力を結集して最後までこの住民訴訟を支えていこうではありませんか。

かねてから要請されていた裁判費用として、2014年3月に25万円を支出しました。けれどもなお不足が生じておりますので、実情をご理解の上、いま一度、皆様のご協力をお願い申し上げる次第です。

どうぞ、今年度の会費納入、カンパでご協力をお願いいたします。

(すでに納入くださった方には御礼と重複の失礼をお詫びいたします。) 会計担当 田中

■会費:1000円/年 振替:00120-8-629740 ハッ場ダムをストップさせる東京の会

